

沼田町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、性的マイノリティの自由な意思を尊重するパートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めることにより、性の多様性を認め、互いの個性や人権を尊重し、誰もが自らに誇りを持ち、自分らしく暮らせるまちの実現を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、かつ、日常生活において相互に協力し合うことを約した一方又は双方が性的マイノリティである二人の者の関係をいう。
- (2) 宣誓 パートナーシップにある二人が町長に対し双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。
- (3) 性的マイノリティ 性的指向（自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向をいう。）必ずしも異性愛のみでない者又は性自認（自己の性別についての認識をいう。）が出生時の性と異なる者をいう。

(宣誓の対象者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、宣誓をしようとする日（以下「宣誓日」という。）において次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 宣誓をしようとする者のいずれか一方が町内に住所を有し、又は町内への転入を予定していること。
- (3) 双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の関係にある者を含む。）がいないこと、及び宣誓に係る相手方以外にパートナーシップを形成している者がいないこと。
- (4) 双方の関係が民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない者同士でないこと。ただし、宣誓をしようとしている者同士が養子縁組をしている場合を除く。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、パートナーシップ宣誓書（別記様式第1号。以下「宣誓書」という。）に次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。ただし、自ら記入することができないと町長が認めるときは、代筆させることができる。

- (1) 住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書（宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。）又は本町への転入を予定していることが確認できる書類
- (2) 戸籍全部事項証明書(謄本)（宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。）又は独身を証明する書類その他の婚姻をしていないことが確認できる書類

- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- 2 宣誓しようとする者は、宣誓書を提出するときに、本人であることを明らかにするため、次の各号に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。
- (1) 個人番号カード
 - (2) 旅券
 - (3) 運転免許証
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等であって、宣誓をしようとする者本人の顔写真が貼付されたもの
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当と認める書類
(通称名の使用)

第5条 宣誓をしようとする者は、性別違和等で町長が特に必要があると認める場合は、宣誓書において通称名を使用することができる。

(受領証等の交付)

第6条 町長は、第4条第1項の規定による宣誓がなされた場合において、当該宣誓をした者（以下「宣誓者」という。）が第3条に規定する要件を満たしているとき、宣誓者に対しパートナーシップ宣誓書受領証（別記様式第2号）、パートナーシップ宣誓書受領証カード（別記様式第3号）（以下これらを「受領証等」という。）及び宣誓書の写しを交付するものとする。

(子に関する記載)

第7条 宣誓者の一方又は双方と同居し、かつ、生計を一にしている未成年の実子又は養子（以下「子」という。）がいる場合であって、当該宣誓者が受領証等に当該子との関係性の記載を希望するときは、子に関する届出書（別記様式第4号）に宣誓者と当該子の関係を確認できる書類、年齢及び同居の事実を確認できる書類を添えて町長に提出するものとする。宣誓者が新たに当該宣誓者の子との関係性の記載を希望するときも同様とする。

(受領証等の再交付)

第8条 第6条の規定により受領証等の交付を受けた者（以下「受領者」という。）は、当該受領証等を紛失、毀損等の事情により再交付を希望するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（別記様式第5号）を提出することにより申請することができる。

2 町長は、必要に応じて再交付を希望する者に対し、要件を確認することができる書類の提出を求めることができる。

3 町長は、第1項の規定による申請があったときは、受領証等を再交付するものとする。

(受領証等の返還)

第9条 受領者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（別記様式第6号）に受領証等を添えて、町長に届け出なければならない。

(1) パートナーシップが解消されたとき。

(2) 宣誓者の一方が死亡したとき。

- (3) 第3条第2号から第4号までに掲げる要件に該当しなくなったとき。
 - (4) 受領証等の返還を希望するとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が受領証等の返還が必要と認めるとき。
- 2 町長は、受領者がパートナーシップを有しないと認めるとき、又は第3条各号に掲げる要件に該当しないと認めるときは、前項の規定により受領証等が返還されたとみなすことができる。
 - 3 町長は、第1項の規定により受領証等が返還されたとき、又は前項の規定により受領証等が返還されたとみなしたときは、当該受領証等の交付番号を公表することができる。

(自治体間の広域連携)

- 第10条 宣誓者は、本町がパートナーシップ宣誓制度の自治体間連携に関する協定を締結している自治体（以下「連携自治体」という。）へ転出する場合において、パートナーシップ宣誓制度受領証等継続使用申請書（別記様式第7号）を提出したときは、継続して本町が交付した受領証等を使用することができる。
- 2 第8条の規定は、前項の規定により継続して受領証等を使用している者の受領証等の再交付について準用する。
 - 3 前条の規定は、第1項の規定により継続して受領証等を使用している者が前条第1項各号（第3号を除く。）に該当した場合又は連携自治体以外の自治体に転出した場合について準用する。
 - 4 連携自治体から転入した者（以下「転入者」という）で、当該連携自治体が交付した受領証等（以下「他自治体受領証等」という。）を継続して使用する旨の申請をした者は、他自治体受領証等を本町において継続して使用することができる。
 - 5 第8条の規定は、転入者が本町の受領証等の交付を希望する場合について準用する。この場合において、当該転入者に本町の受領証等を交付したときは、町長は、当該他自治体受領証等を交付した連携自治体にその旨を通知するものとする。

(周知及び啓発)

- 第11条 町は、町民及び事業者に対しパートナーシップ宣誓制度の趣旨が適切に理解され、受領者に対して公平かつ適切な対応が行われるよう、周知及び啓発活動を行うものとする。

(保存年限)

- 第12条 町長は、宣誓書等について、第9条第1項の規定により受領証等が返還された日又は宣誓者が同項各号に該当すると町長が認める日のいずれか早い日から起算して10年を経過する日まで保存するものとする。

(補則)

- 第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は令和7年4月1日から施行する。